

原水禁世界大会への代表派遣のためのカンパにご協力ください！

名古屋北部民商ニュース

2015年8月10日(月)発行

No.149

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

西区平和夏祭りに参加しました！



8月1日(土)猛暑の中、花の木公園にて行われた西区平和夏祭りに参加しました。午前中に行われたやぐらの設営には、山田支部の加納支部長と支部役員の前田さん、青年部員らが参加。すでに気温は30℃を超え、皆汗をかきながらの作業となりました。夕方からは、青年部が中心となって焼き鳥、フランクフルト、発泡酒、ラムネ、水風船釣りにスーパーボールすくいを出店。今年から出店したスーパーボールすくいには、小さな子ども達がたくさん遊びに来てくれました。水風船釣りでは、西支部の岩田支部長も手伝ってくださり、大盛況となりました。青年部員が煙の中、汗を流しながら焼いたフランクフルトや焼き鳥もほぼ完売！事務局も「ビールのお供にいかがですか？」と声かけ、テント周辺は常に盛り上がっていました。

太鼓にトーチ、うたごえと出し物も盛りだくさんで、参加者を楽しませました。春のいっせい地方選挙で当選された日本共産党のわしの恵子県議と青木ともこ市議、そして来年夏の参議院選愛知選挙区予定候補のすやま初美さんが盆踊りを踊られ、「現在参議院で審議されている安保法案を何としても廃案に」「平和な社会を目指して行きます」とあいさつされました。

お祭りの最後は、平和への願いを込めて風船を夜空へ向かって飛ばし、拍手で幕を閉じました。参加された皆さま、暑い中本当にご苦労様でした。



西税務署に強く抗議

7月30日(木)北名古屋民商の棚瀬事務局長、名古屋北部民商からは前田副会長と加納常任理事、事務局4名が緊急に申し入れを行い、西税務署の長房総務課長が対応しました。

西税務署から送られた行政指導の「お尋ね文書」で電話すると税務調査だと告げられた件について、「税務調査と行政指導を混同するな」と強く抗議しました。

また、税務署交渉の日程の調整を行いました。

夏休みのお知らせ

8月13日(木)～16日(日)は夏季休暇となりますので、事務局は不在となります。

市税交渉のお知らせ

栄市税事務所交渉

8月28日(金)午後3時～



中小企業法務プラス！ワンポイント

民法改正の動き ～中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律～

前回まで、改正予定の民法の内容についてご紹介してきましたが、今回は、特に中小企業に関係する改正予定の法律のご紹介です。その法律とは、今国会で提出予定となっている「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(承継円滑化法案)」です。「法律等」となっているように3つの法律をまとめて改正する法案です。今月から何回かに分けて改正ポイントを確認していきたいと思います。

まず、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」です。

この法律の改正ポイントの1つ目は、遺留分特例制度の対象が親族外にも拡充されることです。そもそも、遺留分とは、遺産のうち遺言などによっても侵害できない、相続人に対して最低限確保される権利のことです。遺留分は、相続開始前でも放棄することはできますが、家庭裁判所の許可が必要ですし、何より遺留分権者自身が放棄の手続きをとらなければなりません。しかし、中小企業の経営承継のための特例として「遺留分特例制度」が設けられています。同制度により、後継者は、経営者から贈与を受けた株式について、(1)事前に後継者以外の親族と合意し、(2)経済産業大臣の確認を受けることで、遺留分放棄のための家庭裁判所の手続きを後継者が単独で行うことが可能となる制度です。

もっとも、現在では、遺留分特例制度の対象は、親族内で経営を承継した場合に限定されています。これが改正法案では、親族外への承継の際にも適用できるようになります。

2つ目のポイントは次号以降に続きます。

2015年8月

弁護士 新山直行(名古屋北法律事務所)

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**